○宮城県公報第一九五八号中

正

誤

○建設業許可の取消し

○道路の区域変更

○道路の供用開始

次

目

規 則

○県職員宿舎規則の一部を改正する規則

○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の

○家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則 部を改正する規則

○職員表彰規程の一部を改正する告示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

〇保安林の指定の解除

) 道 路 課

(事業管理課)

(森林整備課)

同

(都市計画課)

○土地区画整理組合の理事についての届出

監查委員

○宮城県知事に対する措置請求に係る監査結果の公表

九

規 則

県職員宿舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

(1)

○宮城県規則第百二号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

県職員宿舎規則の一部を改正する規則

行 城 宮

ページ

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

に関する条例」に改める

第七条第三項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等

県職員宿舎規則 (昭和四十九年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

職員厚生課)

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第百三号

**畜** 

産

課

(介護保険室)

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則( 平成十九年宮城県規則第五号)

の一部を次のように改正する。

(NPO活動促進室)

(障害福祉課

入

事

課

様式第一号(裏面)中「社団法人」、「雰団法人」を「一衆社団法人」、「一衆雰団法人」に改める。

則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十年十一月二十八日

○宮城県規則第百四号

四

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則

国和牛登録協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)」を加える。 別表第一備考第二号中「社団法人全国和牛登録協会」の下に「(昭和二十三年十二月二十八日に全 家畜人工授精手数料条例施行規則(平成十九年宮城県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

第2013号 平成20年11月28日 金曜日 宮 城 県 公 報 (2) 告示する。 ビス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、 兀 Ξ の設立の認証の申請があったので、 ○宮城県告示第千七十六号 派遣等に関する条例」に改める。 〇宮城県告示第千七十七号 〇宮城県告示第千七十五号 職員表彰規程(昭和四十六年宮城県告示第三百二十五号)の一部を次のように改正する。 職員表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サー 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動促進法 ( 平成十年法律第七号 ) 第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人 この告示は、平成二十年十二月一日から施行する。 第五条第五項第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の 平成二十年十一月二十八日 平成二十年十一月二十八日 申請のあった年月日 定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 平成二十年十一月二十八日 事 職員表彰規程の一部を改正する告示 業 則 所 番 号 告 事業所の名称及び所在地 特定非営利活動法人 平成二十年十一月十二日 この法人は、障害者等に対して、施設の経営に関する事業を行い、 岸山 会福祉に寄与することを目的とする。 仙台市青葉区宮町五丁目七番三十四 - 一〇一号 同条第二項の規定により告示する 義文 示 あけぼの福祉協議会 宮城県知事 宮城県知事 宮城県知事 設 同法第五十一条第二号の規定により 置 者 村 村 村 名 井 井 井 嘉 廃止年月日 嘉 嘉 浩 浩 浩 社 した。 = ○宮城県告示第千七十九号 いて縦覧に供する。) Ξ 林の指定を解除する。 ○宮城県告示第千七十八号 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消 ţ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、 (「次の図」は、 び代表者の氏名商号又は名称及 〇四 | 五 | 〇〇〇六四 〇四一五四〇〇一七五 商号又は名称等 許可を取り消した年月日 平成二十年十一月二十八日 解除の理由 保安林として指定された目的 解除に係る保安林の所在場所 平成二十年十一月二十八日 平成二十年十一月二十日 道路用地とするため 名所又は旧跡の風致の保存 仙台市太白区長町字越路一九の三 (次の図に示す部分に限る。)、 一九の一四 省略し、 主たる営業所の所在地 十八番地の一有限会社楽・楽介護セン その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び仙台市役所に備え置 許建 可 」 設 番 宮城県知事 宮城県知事 号業 ター 有限会社楽・楽介護セン 社会福祉法人共和会 工事の種類を取り消した建設申請区分及び許可 一九の一四 村 村

井

嘉

浩

十一月四日

十一月十日

次のように保安

<del>Į</del>

一九の一四二

井

嘉

浩

受

付

年 月

日

許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第千八十号

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県東

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

H	金曜日	Ē	马 功	从	公	至位	弗20	)13号
	東 東 終 、 、 社 エ エ	佐藤 公一 ・B仙台 N・S	高谷 秀弥 業建設 一成興	今野 一男 一男	株式会社タカラ	白為株式会社白鳥工	精式会社草新社 高橋 寿	末永 政悦 成党社末永組
	一丁目三十二・十二黒川郡富谷町あけの平	塩竈市香津町十 - 八	字屋敷五十一字屋敷五十一	丁目十五 - 二十八	目十 - 十	十三 - 四	敷七十四神取字屋	蔵場一蔵場工の一種である。
	百七十九七千九 号九九千九	十第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	百四十一号 一二十一号 八	百七十九四千五 号五十九四千五	号第一 万三千九	十第特 七七· 号千十 七八 百 三	十第一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	十二年 十二千十 十二千九 百九
	全部廃業 一般建業 一般建業 工事業 半 業	一 一 一 般 発 建 設 業 工 事 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	一般建業 工事業 業	一 日 と 土 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	一般 一般 一般 是 是 是 是 業 業 業 業	特全 水内ほ鋼ブタ屋石と大建土定部 道装装構ロイ根工び工築木建廃 施仕工造ッル工事十十事事事業 設上事物ク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	内装仕上工事業 一般建設業 全部廃業	大建般席 工築建廃 工工設業 事事業 業業
	平成二十年 月二十三日	平成二十年	平成二十年日	平成二十年 十月二十七日	平成二十年	平成二 月二十 十二日	平成二十年	平 十成 月二十 十三 日
_								

部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

道路の種類

路線名 馬籠東和線

Ξ 道路の区域

「「「「「「「「「「」」」」「「「「「「「」」」」「「「「」」」「「」」「「	同市同町米川字青木三号二二番二地先まで「ら登米市東和町米川字寺内三三番二四地先か						
後 A	後 A B A						
11・0~ 七八・0	五五五三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	二二・〇~ 七八・〇	敷 地 の 幅 員				
一五八七・九	一七五四・二	一五八七・九	敷地の延長				

## ○宮城県告示第千八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県大

開始するので告示する。

平成二十年十一月二十八日

河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

県	種道				
道	路類の				
	路				
自石上山	線				
線	名				
同郡同町大字曲竹字妙見五番二地先まで刈田郡蔵王町大字曲竹字河原口一番一地先から	供用開始の区間				
十一月二十八日 平成二十年	供用開始年月日				

宮城県知事

村

井

嘉

浩

# ○宮城県告示第千八十二号

合からその理事について、次のとおり届出があった。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、 土地区画整理組

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

組合の名称

大河原町広表土地区画整理組合

第2013号 平成20年11月28日 金曜日 宮 城 県 公 報

> = Ξ 届出の内容 事務所の所在地 大河原町字新南十九番地

理事に就任した者

住

原 妻 田 哲 昭 作 治 男 柴田郡大河原町金ケ瀬字町九十八番地 柴田郡大河原町金ケ瀬字町五十四番地 柴田郡大河原町金ケ瀬字町九十六番地

野 野 雄 人 柴田郡大河原町金ケ瀬字土手下四番地 柴田郡大河原町金ケ瀬字町四十五番地

鈴 小 野 木 清 治 藏 柴田郡大河原町金ケ瀬字町百十八番地 柴田郡大河原町金ケ瀬字町百二十二番地

木 正 信 柴田郡大河原町金ケ瀬字町十八番地 柴田郡大河原町金ケ瀬字町尻六十二番地

鈴

押 吉 小 我 小 角

野

夫

柴田郡大河原町金ケ瀬字町八十七番地

#### 監 查 委 員

○宮城県監査委員告示第19号

規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。 地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第242条第1項の規定による本措置請求について , 同条第4項の

平成20年11月28日

宮城県監査委員 宮城県監査委員 쓞 E

點

Ħ 湾

宮城県監査委員 揂 桕 勘左衛門

宮城県監査委員 以 勘 棎 涢 4

請求人 平成20年 9 月22日

第2

舥

請求のあった日

柴田郡村田町大字沼辺字寄井280 - 4

佐藤

柴田郡村田町大字沼辺字赤沼163 - 5

柴田郡村田町大字沼辺字北寄井34 然大

됬 Q

> 柴田郡村田町大字沼辺字寄井120 大内

柴田郡村田町大字関場字砂子8 佐藤

製工

能 措置請求の内容

できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する

請求の要旨

処分場に搬出して管理型産業廃棄物として再処理を委託してきたとのことである 確認された。掘りおこした廃棄物の総量は8月末現在で約680トン。これは即日仙台市内の最終 の工事中に5月末から8月にかけて,埋め立てられていた廃棄物が掘りおこされていたことが 棄物最終処分場支障除去対策工事(覆土整形工)・(排水工)」を行っている。その覆土整形工 宮城県は平成20年3月から村田町竹の内産廃処分場の支障除去対策工事「竹の内地区産業廃

支障除去工にはならない」として強く反対して工事の進捗を注視してきたものであった。 この・整形工)は私たちが「無謀な切土整形工はゴミ層を攪乱してガス汚染を再現するなど

当該廃棄物出土工区は

平成15年5月に竹の内処分場唯一の廃棄物露出部として認定され,同処分場への行政代執行 第1号で覆土整地され

同年12月の'埋め立て廃棄物調査'のボーリング調査で覆土不足が判明。私たちの指摘によっ

て翌16年2月に6,400平米の覆土を代執行した浅層埋め立ての要注意エリアであった

平成16年度初頭から,県が設置した竹の内産廃場総合対策委員会で処分場の総合対策が議論 16年12月以来,いまに至る一連の竹の内調査設計業務は㈱建設技術研究所によることになっ されるなか,それまでの断片的な調査データを補完・確認する総合調査が必要になり,平成

今日の支障除去工までを設計委託してきたとする 県は,同社が持つ先端技術と経験に頼って埋め立て総量を特定し,その精査結果を信頼して

存在し,ガスを伴って掘りおこされ,管理型の処分場に搬出,処分されねばならないことなど ガス調査などを行った同社自身による覆土整形工の設計だから,想定外浅層に大量のゴミ層が 埋め立て廃棄物量等調査" 有害物質分布状況調査"で高密度電気探査,表層(境界面)

ン , その組成は11.51%の易燃性可燃物を含むと報告された しかしゴミ層攪乱事案は実際におき、8月末まで断続的に継続し、その廃棄物の総量は680ト あってはならないことだった。

上の事実に鑑み,請求者らは次の監査請求を行う

基礎的・総合的な調査に万全を期して設計したとする支障除去工で,懸念した大量の廃棄物

宮

たか、あるいはその重複である が出土したのだから,従来の廃棄物調査に瑕疵があったか,覆土整形工の設計に手落ちがあっ

費の全額返還を求める 宮城県が㈱建設技術研究所にこれまで支払ってきた一連の竹の内調査設計業務に係る委託

う,地元の知見をいかした再調査を行い,竹の内処分場の早期再生を進めるよう勧告するこ とを 水める このような基本的な調査設計部門でのつまづきで竹の内の再生が頓挫することのないよ

# この住民監査請求をいま行う理由

2

住民監査請求の意義を深めようとはかった、 ない重大事案なので,現場作業の進捗状況をみて総出土量,出土廃棄物の組成分析を確認して 想定外の浅深度廃棄物層の存在は竹の内処分場の確定的な埋め立て総量さえ書き換えねばなら

# 措置請求書の補正及び請求の受理

報

措置請求書の補正

措置請求書について,次のとおり補正がなされた

- 措置請求の対象としているのは、宮城県知事であること
- 0 違法又は不当な行為の指摘は,宮城県が平成16年度以降に株式会社建設技術研究所に支払っ

一連の竹の内調査設計業務に係る委託費の支出は,十分な成果品を伴わない違法又は不当な

あり、その全額が県の損害であること。 に支払った一連の竹の内調査設計業務に係る委託費の支出は、十分な成果品を伴わないもので 公金の支出であること 当該行為により県がこうむった損害は,宮城県が平成16年度以降に株式会社建設技術研究所

### 2

進めるよう勧告することを求める。」として監査及び措置を請求している 生が頓挫することのないよう、地元の知見をいかした再調査を行い、竹の内処分場の早期再生を 係る委託費の全額返還を求める。 務に係る委託費の支出は,十分な成果品を伴わない違法又は不当な公金の支出である。」とした 上で「 宮城県が株式会社建設技術研究所にこれまで支払ってきた一連の竹の内調査設計業務に 請求人は「県が平成16年度以降に株式会社建設技術研究所に支払った一連の竹の内調査設計業 このような基本的な調査設計部門でのつまづきで竹の内の再

がある。 ては,地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条第 2 項の期間制限の適用 本件監査請求は、公金の支出に係る監査請求と認められる。公金の支出に係る監査請求につい 事実証明書4番で個別に摘示のあった4件の業務委託契約について見ると,別表のとお

(5)

することとした 費の支出があった日から1年以内に請求がなされており適法な請求と認められるのでこれを受理 り8件の支出行為がなされている。 そのうち、 4に係る完了払分1件の支出については,委託

監査対象事項を判断する資料として,前金払に係る部分についても合わせて調査を実施すること なお、本件監査請求があった日は、 4に係る前金払がなされた日から1年を経過しているが

当な理由」についても認められない不適法なものであるからこれを却下する から1年を経過した後に請求がなされていること , かつ , 法第242条第2項ただし書きにいう「正 1から 3まで及び 4に係る前金払分の7件の支出については,委託費の支出があった日

れに該当しない不適法なものであることから、これを却下する 本的な調査設計部門でのつまづきで竹の内の再生が頓挫することのないよう、地元の知見をいか のこうむった損害を補填するために必要な措置」に限られる。請求人の求める「このような基 した再調査を行い,竹の内処分場の早期再生を進めるよう勧告することを求める。」措置は,こ より請求することができる措置は「当該行為を防止し,若しくは是正し,又は当該行為により県 また,本件監査請求は,「公金の支出」に係る請求であることから,法第242条第1項の規定に

### 継2 監査の実施

## 監査の対象事項

監査の対象事項は、平成19年度に株式会社建設技術研究所に支払われた委託費の支出とした。

### 監查対象箇所

2

委託費の支出の事務を行った廃棄物対策課及び竹の内産廃処分場対策室を監査対象箇所とし

# 請求人による証拠の提出及び陳述

述において、証拠の追加提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。 法第242条第6項の規定に基づき平成20年10月15日に実施した請求人による証拠の提出及び陳

#### 第6 監査の結果

### 事実関係の確認

表のとおりであることを確認した。 書類調査により,平成16年度以降の株式会社建設技術研究所への業務委託状況については,別

○業務名:村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策実施設計業務 また、監査対象事項に係る業務委託契約の執行状況は、以下のとおりであることを確認した。

〇契約年月日:平成19年4月26日 契約金額:35,070,000円

变更契約年月日:平成19年9月26日 变更契約金額:42,031,500円(増額後)

変更理由・内容:電気工作物の調査費の追加,多機能性盛土試験の追加,表層ガス調査箇所 の追加等による契約金額の増加及び履行期間の延長

変更契約金額:42,515,550円(増額後)

变更契約年月日:平成19年12月7日

変更理由・内容:表層ガス調査等解析業務について、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分 場生活環境影響調査評価委員会(以下「評価委員会」という。)に諮問し

た結果,水位観測箇所を変更することになったことによる契約金額の増加

及び履行期間の延長

最終契約金額:42,515,550円(消費税込み)

最終契約期間:平成19年 4 月27日から平成20年 3 月10日まで

〇入札方法:指名競争入札(12者指名:12者参加

予定価格(事前公表): 37,310,000円(消費税抜き)

落札価格:33,400,000円(消費税込み35,070,000円,落札率89.5%)

〇業務完了年月日:平成20年3月10日

〇検査年月日:平成20年3月17日 検査の結果 合格

〇支出行為

前金払 請求年月日:平成19年5月7日

支払年月日:平成19年5月18日 支払金額:10,520,000円

完了払 請求年月日:平成20年3月26日

支払年月日:平成20年4月4日 支払金額:31,995,550円

2 監査対象箇所からの聴き取り

事実確認を踏まえ,監査対象箇所に対して聴き取りを行った結果,概要は次のとおりである。

- 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策実施設計業務の概要
- 計,農道部横断管等の検討,電気配線等の検討,多機能性覆土盛土試験,表層ガス調査,地 除去対策実施設計業務」は、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の一環として、多 機能性覆土,整形工設計,雨水排水工設計,処分場東側簡易設備設計,モニタリング計画設 下水水質調査,地下水位観測業務等を株式会社建設技術研究所に委託したものである。 監査対象事項であるH19竹の内第1-202号「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障
- 施した表層ガス調査で副次的に得た覆土厚のデータを実施設計に活用しているが,当該調査 は,サンプル調査としての限界はあるものの,それをもって,不確実・不完全な調査結果を 当該委託業務は,適正に履行されていると認識している。平成16年度及び平成19年度に実

使ったとは考えていない

- ハ 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策(覆土整形工)工事(以下「覆土整 層を掘削する可能性があることを全く否定はできないことから,施工管理において,廃棄物 形工」という。)では,廃棄物層を掘削しない前提で設計しているものの,施工時に廃棄物 層を掘削した場合の対策は立てていた。
- 覆土厚の調査方法

2

- の計測を主目的とする調査である。その際,ボーリングコアについても,成分等の分析や覆 を30mメッシュ又は15mメッシュに,廃棄物層50cmまでボーリングし,ガス濃度及び温度等 土厚を調査している 平成16年度及び平成19年度に表層ガス調査を実施している。表層ガス調査は,処分場全体
- 法で算出し,覆土整形工の実施設計に活用している 覆土厚は,ボーリング調査地点の覆土厚を直線で結んで,その区域の覆土厚を推定する方
- 結果を前記口の実施設計に活用したことについては,特定産業廃棄物に起因する支障の除去 いては,総合対策検討委員会の検討を経て15m間隔で実施したものである。なお,それらの ていること及び他の産業廃棄物処分場の調査事例も踏まえて適当と判断している 除去事業の実施範囲の把握方法で,30m四方のブロックに区切り試料を採取することになっ 等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)に基づく基本的な方針二の2により特定支障 果によるものである。また,この調査で,特にガス濃度の高い地点及び温度が高い地点につ 廃棄物最終処分場総合対策検討委員会(以下「総合対策検討委員会」という。)での検討結 表層ガス調査におけるボーリング調査の間隔を30mとした理由は , 村田町竹の内地区産業
- 覆土整形工における廃棄物掘削の状況

3

- 削し、仙台市内の管理型最終処分場に搬出し処分している 覆土整形工において , 平成20年6月30日から8月7日までの間に , 約680トンの廃棄物を掘
- 棄物が浅い層に存在していることを確認した。すぐにガスの発生を測定したが,周辺への影 棄物が確認されたので,50cm の覆土厚が確保できる程度に廃棄物を撤去したものである。 対する覆土厚を調査,確認した。 棄物を撤去したものである。なお,他の区域でも同様のことが発生することが懸念されたの 覆土厚が確保できない場所があることが判明したため ,50cm の覆土厚が確保できる程度に廃 響は確認されなかった。このまま覆土整形工の設計どおりに切土又は盛土した場合 ,50cm の 覆土整形工では,覆土厚を50cm以上確保することとなっているが,一部箇所で切土中に廃 . 他の区域についてもボーリング調査箇所の中間点付近をバックホーで試掘し , 計画高に その結果第8ブロック ※以外の区域でも数カ所浅い層で廃

- 八 廃棄物が出た面積は約1,040m で工事面積の約1.6%である
- 廃棄物の撤去作業にあたっては,ガス検知器でガスの発生を監視しているが,ゴミ臭がしたので,捕捉材の入った土嚢を入れるとともに,ブルーシートで養生するなど,ゴミ臭の拡散やゴミの飛散防止を図った。大気環境調査や周辺住民への聞き取り調査等を行った結果,周辺環境への影響は認められなかった。
- 水 廃棄物掘削の状況等について,処分場周辺の住民に周知するため,平成20年7月17日に「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策について県からのお知らせ7月(臨時号)」を配布した。
- 覆土整形工における地域住民への説明状況
- 、 現在 , 覆土整形工のほかに竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策 (排水工)工事 (以下「排水工」という。)についても施工中である。

工事を発注するにあたり,過去に村田町が行った町道工事で廃棄物が出現したとの情報を得ており,排水工においては,廃棄物が掘削される可能性が高いものと想定していた。想定していた場所は,人家に近い排水工の施工箇所で覆土整形工の施工箇所ではなかった。

ロ 評価委員会において,モニタリング計画を検討する際,覆土整形工及び排水工に関する適切な施工管理を実施することについても答申に盛り込まれている。

県

公

報

- 八 県は、当該答申を受け、工事説明会等において、工事に関する施工管理について説明している。説明内容は、排水工において、掘削部におけるシート養生や、ガスが管理基準値以上になった場合には、強制換気や捕捉材によるガスの吸着を行う等の対応を行うというものである。
- (5) 排出した廃棄物の状況
- イ 排出された廃棄物は、8月末現在で約680トンである。工事における廃棄物処理のための予算は、積算上約1,100トン分約2,800万円を措置しており、それは廃棄物が出る可能性の高い排水工に充てこんでいる。覆土整形工において発生した場合には、その一部を充てることにしており、それぞれの工事の実績に応じて精算することにしている。
- 口 覆土整形工において排出された廃棄物を分析しているが,排出量が一番多かった第8プロック \*地点では,本来安定型最終処分場で処分してはならない,紙くずや木くずなどの易燃性廃棄物の割合が11.51%,次いで排出量が多かった第7プロック \*地点では5.82%という結果であった。
- ⑥ 請求人が以前から覆土が薄いと指摘していた場所から廃棄物が出現したことについて
- イ 請求人から廃棄物が出現した場所の覆土が薄いという指摘を受けたが、その時点では、ど

(7)

- こから , どれくらい出るということについて , 県としてその精度を評価する情報を持ち合わせておらず , 廃棄物を掘削する場合の対策も講じていたので , 工事の中止ややり直しするという選択はとらなかった。事前調査では , 薄い場所はあるものの , 50cm の覆土厚が確保できない場所はないという結果であり , 工事を継続したものである。
- 廃棄物の埋め立て方法は,一般的に,廃棄物はある程度ならしてから覆土するものと思われるが,場所によってでこぼこが生ずることもある。
- 八 事実証明書5番で提出された「ボーリング調査概要」については、平成15年12月から平成16年1月にかけて行われた「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場ボーリング等調査業務の結果を基に作られた資料である。この調査の結果、覆土厚が薄い箇所について、県は、平成16年1月から3月にかけて行政代執行で覆土している。
- 今回,県が行政代執行により覆土整地工事を実施した箇所の一部から廃棄物が掘削されたが,当該箇所の覆土が20cm以上あったことは確認しており,平成15年度当時の工事には問題はない。
- 。電気探査が正確ではなかったという指摘について 電気探査は ,処分場全体の廃棄物量を調査したものであり ,覆土整形工の実施設計において 覆土厚の推定に電気探査のデータは使用していない。

村田町立第二中学校でガス濃度が上がっているという指摘について

 $\overline{\mathbb{S}}$ 

- 処分場内の2カ所と処分場から少し離れた村田町立第二中学校の1カ所の合計3カ所で24時間連続で硫化水素ガスを観測しているが、平成20年8月8日の深夜などに3回ほど0.02PPMを超える数値を観測している。原因が何かということは特定できていないが、同時刻に処分場内の2カ所では観測されておらず、かつ、当時刻の風向きが無風又は逆方向であることから、発生源が処分場であるとは考えにくい。評価委員会の中でも、引き続き調査が必要であるという意見をいただいている。ガスは過去にも0.02PPMを超えたことはある。
- 委託業者がボーリング調査した際のコアを処分したという指摘について

9

- 現地に保存していたコアは、平成16年度にボーリング調査した際のコアである。当該調査については、既に、成分(組成)等の分析も終わっており、写真も保存されているため不要になったものである。故意に捨てようとしたものではない。覆土整形工では、処分場内にあるコアを保管していた小屋の場所についても工事する予定で、工事の工程表では、その小屋を9月末までに撤去する計画になっており、計画どおりに業者が処分しようとしていたものである。
- 硫化水素ガスの発生状況について
- ガス濃度が一番高かったのは、平成13年7月12日に県が立入検査した際に測定したもので

第7

28,000PPMという数値で,測定した場所は,当時廃棄物処理事業者が設置したガス抜き管の出口の濃度を測定したものである。それ以来観測を続けているが,減少傾向にあり,最近では,処分場敷地境界の観測地(地上約20cmで観測)で,悪臭防止法に定める硫化水素濃度の規制基準として示される濃度範囲のうち最も厳しい濃度である0.02PPMを超えることはほとんどない。地下の計測値でも1,300PPM~1,400PPMという状況である。

- 口 当該処分場は、平成13年に埋め立てを終えており、当時より、地下の廃棄物層の温度も下がっており、ガスが発生しにくくなっているのではないかと考えている。経年とともに、ガス濃度は横ばいか下がる傾向を示すのが一般的である。
- ) 覆土整形工及び排水工の概要について
- イ 覆土整形工は,廃棄物埋立地内部からのガス発生を抑制するため,現覆土の表層をならして1~3%の雨水排水勾配を設け廃棄物層への雨水浸透を抑制するためのもので,覆土の表面には種子散布による緑化を施すものである。硫化水素ガス濃度の高い箇所については,多機能性覆土を設置することとしている。
- 口 多機能性覆土は、平成16年度と平成19年度の表層ガス調査により硫化水素ガス濃度が100PPMを超えた範囲に設置し、捕捉層1(酸化鉄+砂)、捕捉層2(活性炭+砂)、パリア層と植栽層の4層構造からなる。捕捉層1は硫化水素ガスを、捕捉層2はその他のガスも吸着させようとするものである。
- 八 当該処分場は、降雨時に地下の水位が上がることが調査で分かっている。廃棄物層で発生したガスは、地下水位が上がると、ポンプで押し出されるように大気中に排出されてしまう。 排水工は、処分場内の地下水位の変動を抑制するため処分場の周りに側溝を配し、降雨時等にすぐに下流に排水しようとするものである。
- 注 「第8ブロック」、「第7ブロック」とは,覆土整形工における施工区割りの呼称である。 判断

本件監査請求の対象であるH19竹の内第1-202号「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策実施設計業務」は、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の一環として、多機能性覆土、整形工設計や雨水排水工設計の他、多機能性覆土盛土試験や表層ガス調査等を委託したものであり、12者が参加した指名競争入札により、株式会社建設技術研究所が33,400,000円(消費税抜き)で落札し、平成19年4月26日に契約、その後、2回の契約変更を経て最終契約金額42,515,550円となった。

平成20年 3 月10日に業務完了報告を受けて,同月17日に完了検査を行い,仕様書に基づき,業務報告書により検査確認の上,合格と認め,最終委託契約金額のうち,平成19年 5 月18日に前金

払として支払った分を除いた金額について平成20年4月4日に支出し,支払いを終えている。

請求人は、「想定外浅層に大量のゴミ層が存在し、ガスを伴って掘りおこされ、管理型の処分場に搬出、処分されねばならないことなどあってはならないことだったにもかかわらず、大量の廃棄物が出土したのだから、従来の廃棄物調査に瑕疵があったか、覆土整形工の設計に手落ちがあったか、あるいはその重複である。」とし、「宮城県が株式会社建設技術研究所に支払った委託費の支出は、十分な成果品を伴わない違法又は不当な公金の支出であり、その全額が県の損害であるから損害の補てんのために全額返還させること。」を求めているので、この点について判断する。

監査対象業務である表層ガス調査及び覆土整形工の設計については,県の示した仕様書に基づき適正に行われ,関係諸規程に基づく完了検査等の手続きを経て委託費の支出が行われていることが認められた。

また,総合対策検討委員会での検討結果により30m又は15m間隔で実施した表層ガス調査の結果を実施設計に活用したことについては,特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく特定支障除去事業の把握方法として,30m四方のブロックに区切り試料を採取することになっていること及び他の産業廃棄物処分場の調査事例でも同様の間隔で行われていたことを踏まえると,通常求められる調査よりも精度の高い調査を実施していることも認められた。なお,監査対象業務の成果品を基に平成19年度に発注した覆土整形工において廃棄物を掘削したことについては,実施設計に際して,平成16年度及び平成19年度に30m又は15m間隔で行ったた。廃棄物層のガス濃度を測定するためのボーリング調査により副次的に分かった覆土厚を使用していることから,ボーリングを行った点と点の間の覆土厚は推定値のため,ある程度不確実なものとならざるを得ず,これは,サンプル調査の限界としてやむを得ないものであると認められた。

このため,覆土整形工に係る設計の施工管理において,施工時に廃棄物層を掘削した場合の対策が立てられており,今回掘削した廃棄物についても,その対策にしたがって,速やかに,かつ適切に処理されていることが認められた。

以上のことから,監査対象業務に係る委託費の支出についての財務会計行為は,適正に行われた業務に対して,関係諸規程に則り行われた正当なものであり,違法又は不当な支出であるとは認められない。

よって,監査対象事項に係る請求には理由がないので,これを棄却する

## 付言 - 知事に対する要望

監査委員は,知事に対して,村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場問題に対する住民の思いを踏まえ,十分な説明により住民の理解を得るよう努め,この問題に対処されるよう要望する。

#### 別表

#### 株式会社建設技術研究所への業務委託状況

	業務	名	業	€ 務	概	要	委託期間	委託金額(円)	支払状況		備 考 (工事との関連性)
		10		÷ 17	J 16AL	<b>女</b>			年月日	金額(円)	(工事との関連性)
1	村田町竹内地東の電子の一大田田区を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開かる。	業 最終 上 量等	業務は,測	」量調査	,表層,	廃棄物量及び処 かに実施。主な ガス等調査(30 別量等調査 ,総	H16. 9.15 ~ H16.12.28	30,660,000	H17. 2. 3	30,660,000	処分場に係る各種対策 (工事を含む)を講じる ための調査の一環として 行われた調査。総識経験者 10名,住民代表7名, 政3名)で実施を決定し, 内容も検討。
2	村田町竹内地東外場では一大田田区が開発が開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開	業終害等	び有害物質 に実施。主	[の分布 [な業績	i等状況で 多は,表	発棄物の性状及 を把握するため 層ガス等調査 性状等調査 ,総	H16.11.15 ~ H17. 2.28	108,045,000	H17. 3.22	108,045,000	処分場に係る各種対策 (工事を含む)を講じる ための調査の一環合対 行われた調査の。総議経験 検討委員会(学調経系) (位名,在民代表7名, 政3名)で実施を決定し, 内容も検討。
	竹の内産廃 処分場支 験 会 会 会 会 設 き 設 き る で る で 表 き き き き き き き き き き る ろ れ の を き の を ろ を ろ を ろ を ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ		本設計は対策の内容や概算工事費の積算	H17.11. 2 H18.12.20	114,993,900	H17.11.22	12,020,000	多機能性復立と透過性反応浄化壁(必要が容とした)場合に実施)の内跡が大力であり、対策工事ののがま工事ののがままままである基本設計についる。			
3		え 障				H18. 4.26	28,079,500				
		なび 登業				H18. 4.26	14,740,000				
				の無状物、浄化			H19. 1.22	60,154,400	施。		
4	村田町竹の 開田町竹の 開工 で 開工 で 開工 で 開工 で 開工 で 開工 で 開工 で 開工 で	E業 是終	支障除去対策としての雨水浸透防止対策 工事を実施するための関係調査と実施するための関係調査と実施するための関係調査ととである。	H19. 4.27	40 545 550	H19. 5.18	10,520,000	まえた上で実施設計を行			
4		表文障   司 を美加。 多機能性復工工・ 笠形工の設計   対象   計,雨水排水工の設計の他,多機能性覆   対策   十成十試験 地車扇 ガラ調本等を実施	H20. 3.10	42,515,550	H20. 4. 4	31,995,550	い,これに基づき工事施   工中。なお,表層ガス調   査は,H16の方法を踏襲。 				

八 下 一七 「次の図」及び「次のとおり」 「次のとおり」 〇宮城県公報第一九五八号(平成二十年五月十六日付け)中

誤

正

誤